

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月6日

横浜市契約事務受任者
横浜市旭区長 権藤 由紀子

- 1 契約の概要
自動押印器の修繕
- 2 履行（納品）場所
旭区戸籍課
- 3 契約日
令和8年1月22日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年1月22日から令和8年2月19日まで
- 5 契約金額
35,748円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
名称 グローリー株式会社 横浜オフィス オフィス長 福田佑也
住所 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク10F
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本件に関わる機器は、グローリー（株）の製品であり、他の業者では修理ができないため。
- 8 契約の相手方の選定理由
本件に関わる機器は、グローリー（株）の製品であり、他の業者では修理ができないため。
- 9 所管課
旭区戸籍課